

各保健所長 殿

健康福祉部保健医療局長

愛知県病院団体協議会の構想区域別幹事団について（通知）

このたび、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人日本病院会愛知県支部、一般社団法人愛知県精神科病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会及び公益社団法人全日本病院協会愛知県支部の県内病院5団体から成る愛知県病院団体協議会に、別紙のとおり本県の地域医療構想における構想区域を単位とした幹事団が結成され、地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）とは別に、病院関係者の自主的な協議の場による取組が推進されることとなりました。

今後は、推進委員会の委員となっている幹事から、推進委員会に参加できない各地域の病院関係者へ情報共有が図られるとともに、病院関係者の自主的な協議の場における協議結果等が幹事を通じて推進委員会に報告されることとなりますので、御承知いただくとともに、推進委員会の適切な運営について御配慮ください。

なお、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」第3に規定する病床整備計画の事前協議については、従来どおり、病院開設等所在地の地区医師会が窓口となりますが、今後、地区医師会は愛知県病院団体協議会と連携を行っていくこととなりますので、併せて御承知おきください。

また、当該幹事団の結成並びに地区医師会との連携について、公益社団法人愛知県医師会及び各地区医師会は了承済みです。

担 当 医療福祉計画課医療計画グループ
電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）
ファックス 052-953-6367

愛知県地域医療構想を協議する組織のイメージ図

